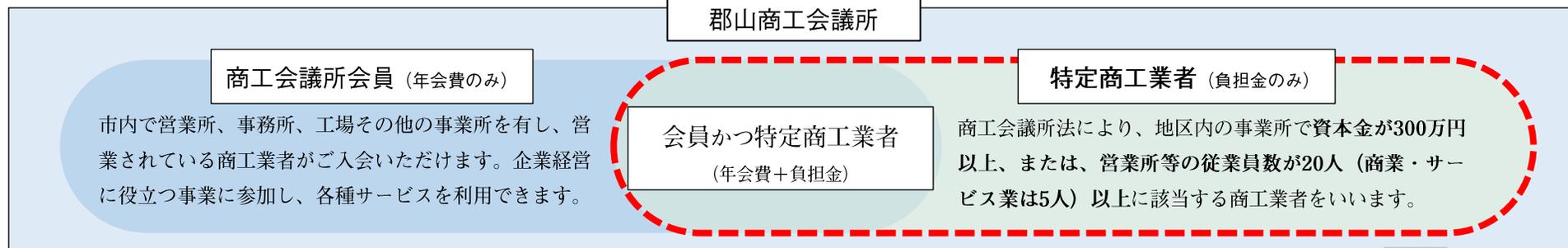


# 特定商工業者法定台帳の作成に係る説明

郡山商工会議所は、商工会議所法に基づき、毎年4月1日現在で特定商工業者に該当する事業者の事業内容等を登録する「特定商工業者法定台帳」を作成し、地域の実態を把握、もって郡山経済のさらなる振興発展につなげます。

## 1. 「特定商工業者法定台帳」を作成し、郡山経済の振興発展に資する様々な事業につなげてまいります



法定台帳を基に、地域実態を把握し、郡山経済発展に資する活動を行います

- ・商取引の紹介、斡旋
- ・各種証明
- ・社会福祉の増進に資する事業
- ・国や県など、行政への要望活動 など

特定商工業者の皆様のご要望をまとめ、郡山経済のさらなる振興発展に向けて尽力いたします

## 2. 負担金（2,000円/年）のご納入をお願いいたします

特定商工業者に該当されている方々には、法定台帳作成及び訂正等にかかる負担金（2,000円/年）のご納入をお願いしております。

## 3. 負担金をご納入頂いた方への特典について

法定台帳にご協力いただき、負担金を納入された特定商工業者の皆様には、次のような特典がございます。

### 特定商工業者法定台帳の作成

特定商工業者に該当されている方々が、自社の事業内容等を商工会議所に登録する台帳のことで、本所では毎年新規該当者を追加し、最新の情報をもとに整備しております

- ①メールアドレスをご登録いただくことで、各種支援施策情報をお届けします
- ②郡山商工会議所議員の選挙権（1個）が行使できます
- ③当商工会議所中小企業相談所の無料相談が利用可能
- ④法定台帳に登録されることで、あなたの事業すべてに信用が加わります

【お問い合わせ】  
郡山商工会議所 会員担当（TEL：024-921-2602）まで

## ■ 特定商工業者とは

商工会議所法（以下：同法）第 7 条に規定され、会議所地区内に引き続き 6 か月以上本支店、営業所、工場、営業所などの事業所を有する商工業者（商工会議所の会員・非会員を問わず）のうち、資本金額または払込済出資総額 300 万円以上の法人、または従業員数が 20 人以上（商業またはサービス業は 5 人以上）の法人・個人の商工業者。

## ■ 特定商工業者の責務について

同法 10 条第 7 項、8 項の規定において、特定商工業者は、法定台帳の作成または訂正に関して商工会議所から資料の提出を求められたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。また、変更が生じたときは、すみやかに、その旨を当該商工会議所に届け出なければならない。

## ■ 負担金について

同法第 12 条において、商工会議所は、法定台帳の作成、管理及び運用に要する経費に充てるため、政令の定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けて、特定商工業者に対して、所要の負担金を賦課することができる。